

官報

号外 昭和四十四年四月十八日

第六十二回国 衆議院会議録 第二十八号

昭和四十四年四月十八日(金曜日)

議事日程 第二十一号

昭和四十四年四月十八日

午後二時開議

第一 石炭鉱業規程臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 石炭鉱業規程臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時五分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

日程第一 石炭鉱業規程臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、石炭鉱業規程臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第二、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

石炭鉱業規程臨時措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十四年二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

石炭鉱業規程臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業規程臨時措置法(昭和三十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。第一条中「の円滑な実施」を「及び安定」に改める。

昭和四十四年四月十八日 衆議院会議録第二十八号 石炭鉱業規程臨時措置法の一部を改正する法律案外一案

第二条第二項中「昭和三十九年以後」を削り、「前項各号」の下に「又は次の各号」を加え、「同項各号」を「同項各号又は次の各号のいずれにも」に改め、同項に次の各号を加える。
一 前一年以内において石炭対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第三条第二項第三号の石炭鉱業の経営経理の改善又は安定を図るための補助金として交付される石炭鉱業安定補助金の交付を受けたことがあること。
二 前項第二号に適合していること。
第三条第二項第二号及び第五号中「実施」の下に「又は石炭鉱業の経営の安定」を加える。
附則第二項中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 昭和四十五年一月一日を基準日とする改正後の第二条第二項の規定による指定又は指定の取消しについては、同項第一号中「前一年以内」において「とあるのは、石炭鉱業規程臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)の施行後において」とする。

理由

石炭鉱業安定補助金制度の拡充に伴い、石炭鉱業安定補助金の交付を受ける会社について利益金の処分制限等その経理の適正化を図るために必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十四年二月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律

炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項第一号中「又は」を削り、「経歴を有すること」を「経歴を有するか、又は昭和四十三年十二月三十一日において炭鉱労働者であり、かつ、昭和四十三年一月一日以降において当該離職の日まで一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること」に改める。
附則第十六条中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 昭和四十四年一月一日からこの法律の施行の日の前日までに離職した炭鉱離職者であつて、第八条第一項の規定の改正により新たに同項、第九条第一項第一号又は第九条の二第一項若しくは第二項の規定に該当するに至つたものについては、第八条第二項本文(第九条第二項及び第九条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

理由

石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者の再就職を促進するため、炭鉱離職者求職手帳の発給要件を緩和するとともに、今後におけるこれらの者の発生状況にかんがみ、炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長平岡忠次郎君。

昭和四十四年四月十八日 衆議院會議録第二十八号 石炭鉱業經理規程臨時措置法の一部を改正する法律案外一案 朗読を省略した議長の報告

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔平岡忠次郎君登壇〕

○平岡忠次郎君 たいだいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案、並びに石炭鉱業經理規程臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、石炭鉱業の再建につきまして、先般の石炭鉱業審議会の答申に基づき、昭和四十八年度を目標とする新石炭対策が実施されることになっておりますが、両案は、それぞれその一環をなすものであります。まず、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、石炭鉱業の合理化に伴う今後の事態に対処して、新たに昭和四十三年十二月三十一日において炭鉱労働者であり、かつ、昭和四十三年一月一日以降その離職の日まで一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有する炭鉱離職者に対しても、炭鉱離職者求職手帳を発給するものとするとともに、新石炭対策の目標年度に合わせ、法律の廃止期限を昭和四十六年三月三十一日から昭和四十九年三月三十一日まで三年間延長しようとするものであります。

本案は、去る二月二十四日当委員会に付託され、二月二十五日原労働大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重に審査を重ね、四月十七日に至り質疑を終了いたしましたところ、昭和四十四年四月一日以降、閉山によって再び離職する炭鉱離職者に発給する炭鉱離職者求職手帳の有効期間が一年に満たない場合には、一年間を限り有効とする旨の、自由民主党、日本社会党、民主社会党並びに公明党共同提案による修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、産炭地における私鉄労働者の離職に対する援護措置の万全を期すること、及び移住資金の改善に伴い、支給の均衡をはかることの二点について附帯決議が付けられました。次に、石炭鉱業經理規程臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、石炭鉱業安定補給金制度の拡充に伴い、新たに、前一年以内に石炭鉱業安定補給金の交付を受けたことがあり、かつ、前一年間の出炭量が十五万トン以上に達している会社を石炭鉱業經理規程臨時措置法の適用を受ける指定会社に追加するとともに、新石炭対策の目標年度に合わせ、法律の廃止期限を昭和四十六年三月三十一日から昭和四十九年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、去る二月二十五日当委員会に付託され、三月十九日大平通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を重ね、四月十七日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。(拍手)

〔参照〕

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、昭和四十四年四月一日以降において第九条の二第一項の規定により手帳が発給された場合において、当該手帳がその者の同項に規定する離職の日の翌日から起算して一年に満たない期間内にその効力を失うこととなるときは、その者に係る当該手帳及びその後が発給された手帳は、これらの手帳のうち最初に発給された手帳に係るその者の同項に規定する離職の日の翌日から起算して一年(その者が当該離職後炭鉱労働者として雇用された期間があるときは、その期間に相当する期間をこれに加えるものとする)を経過した日にその効力を失う。

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。次に、日程第二につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。午後二時十二分散会

出席国務大臣 通商産業大臣 大平 正芳君 労働大臣 原 健三郎君

○朗読を省略した議長の報告 (常任委員辞任)

一、昨十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 渡部 一郎君 法務委員 渡部 一郎君

外務委員 渡部 一郎君 大蔵委員 渡部 一郎君

文教委員 渡部 一郎君 農林水産委員 渡部 一郎君

通信委員 渡部 一郎君 予算委員 渡部 一郎君

決算委員 渡部 一郎君

石田 博英君 早川 崇君

斎藤 実君 竹下 登君

渡部 一郎君 伊藤惣助丸君

石田 博英君 渡部 一郎君

斎藤 実君 渡部 一郎君

渡部 一郎君 伊藤惣助丸君

渡部 一郎君 伊藤惣助丸君

渡部 一郎君 伊藤惣助丸君

渡部 一郎君 伊藤惣助丸君

渡部 一郎君 伊藤惣助丸君

渡部 一郎君 伊藤惣助丸君

渡部 一郎君 伊藤惣助丸君

社会労働委員

松前 重義君 島本 虎三君

農林水産委員

玉置 一徳君 永江 一夫君

通信委員

島本 虎三君 田邊 誠君

予算委員

松前 重義君 山花 秀雄君

決算委員

永江 一夫君 渡部 一郎君

特別委員(特別委員補欠選任)

渡海元三郎君 竹下 登君

特別委員(特別委員補欠選任)

浅井 美幸君 早川 崇君

特別委員(特別委員補欠選任)

石田 博英君 井上 泉君

特別委員(特別委員補欠選任)

佐藤洋之助君 南條 徳男君

特別委員(特別委員補欠選任)

西岡 武夫君 廣瀬 正雄君

特別委員(特別委員補欠選任)

三池 信君 桂木 鉄夫君

特別委員(特別委員補欠選任)

田澤 吉郎君 塚田 徹君

特別委員(特別委員補欠選任)

藤波 孝生君 古屋 亨君

特別委員(特別委員補欠選任)

太田 一夫君 井上 泉君

特別委員(特別委員補欠選任)

永末 英一君 麻生 良方君

特別委員(特別委員補欠選任)

桂木 鉄夫君 田澤 吉郎君

特別委員(特別委員補欠選任)

古屋 亨君 藤波 孝生君

特別委員(特別委員補欠選任)

塚田 徹君 佐藤洋之助君

特別委員(特別委員補欠選任)

南條 徳男君 三池 信君

特別委員(特別委員補欠選任)

廣瀬 正雄君 西岡 武夫君

特別委員(特別委員補欠選任)

井上 泉君 太田 一夫君

沖繩及び北方問題に関する特別委員

麻生 良方君 永末 英一君

(議案提出)

一、昨十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

旅券法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

一、昨十七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

都市再開発法案(内閣提出第七六号)(予)

建設委員会 付託

(議案送付)

一、昨十七日、第五十八回国会、第五十九回国会及び第六十回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

農業振興地域の整備に関する法律案

一、昨十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、議案の要旨及び目的

本案は、石炭鉱業安定補給金制度の拡充に伴い、石炭鉱業安定補給金の交付を受ける会社について利益金の処分制限等その経理の適正化を図るために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 前一年以内において石炭鉱業安定補給金の交付を受けたことがあり、かつ、前一年間の出炭量が十五万トン以上で政令で定める数量をこえている会社を、石炭鉱業経理規制臨時

措置法の適用を受ける指定会社として追加する。

2 石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限を、昭和四十六年三月三十一日から昭和四十九年三月三十一日まで延長する。

3 この法律は、公布の日から施行する。

議案の可決理由

本案は、石炭鉱業安定補給金制度の拡充に伴い、その交付を受ける企業の経理の適正化を図る措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十四年四月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿

石炭対策特別委員長 平岡忠次郎

衆議院議長 石井光次郎殿

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされる炭鉱離職者の再就職の促進及び生活の安定を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 昭和四十三年十二月三十一日において炭鉱労働者であり、かつ、昭和四十三年一月一日以降その離職の日まで一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有する炭鉱離職者に対して、炭鉱離職者求職手帳を発給する。

2 炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限を昭和四十六年三月三十一日から昭和四十九年三月三十一日まで延長する。

3 この法律は、公布の日から施行する。

議案の修正議決理由

本案は、石炭鉱業の合理化に伴う炭鉱離職者の再就職の促進及び生活の安定を図る措置として、必要かつ適切なものと認め、炭鉱離職者求職手帳の有効期間について別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十四年度石炭対策特別会計予算に、炭鉱離職者援護対策費として、五十一億一千二百六十七万圓が計上されている。

右報告する。

昭和四十四年四月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿

石炭対策特別委員長 平岡忠次郎

衆議院議長 石井光次郎殿

第八号第一項第一号中「又は」を削り、「経歴を有すること」を「経歴を有するか、又は昭和四十三年十二月三十一日において炭鉱労働者であり、かつ、昭和四十三年一月一日以降において当該離職の日まで一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること」に改める。

第十一号第一項に次のただし書を加える。

ただし、昭和四十四年四月一日以降において第九号の二第一項の規定により手帳が発給された場合において、当該手帳がその者の同項に規定する離職の日から起算して一年に満たない期間内にその効力を失うこととなるときは、その者に係る当該手帳及びその後発給された手帳は、これらの手帳のうち最初に発給された手帳に係るその者の同項に規定する離職の日の翌日から起算して一年(その者が当該離職後炭鉱労働者として雇用された期間があるときは、その期間に相当する期間をこれに加えるものとする)を経過した日にその効力を失う。

附則第十六条中「昭和四十六年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

〔別紙〕

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行にあたり、次の点について適切な措置を講ずべきである。

一 鉱区又は租鉱区において石炭の輸送業務に従

昭和四十四年四月十八日 衆議院會議録第二十八号

事する産炭地の地方鉄道の労働者が、炭鉱の合理化の直接的影響により離職を余儀なくされた場合には、その者の再就職の促進及びその援護措置に万全を期すること。

二 従前炭鉱に再就職する際、移住資金の支給を受けた者が合理化により再離職を余儀なくされた場合には、今後、炭鉱に再就職する際に移住資金の支給を受ける者との均衡を失しないよう配慮すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円

(送料共)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(大代)